

平成23年10月19日

財 務 大 臣  
安 住 淳 殿

財政制度等審議会会長  
吉 川 洋

日本たばこ産業株式会社の株式に係る政府保有義務の見直し(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)に関する留意事項について

財政制度等審議会は、標記の件について、専門的観点に立って審議を行ってきたところであるが、ここに別添のとおり意見として取りまとめたので提出する。

## 「日本たばこ産業株式会社の株式に係る政府保有義務の見直し (「2分の1以上」⇒「3分の1超」)に関する留意事項について」

### 1 見直しの契機

政府は、10月7日に閣議決定した「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」において、東日本大震災からの復興を図るために5年間の集中復興期間において実施する施策に必要な財源として「歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度」であるとしている。日本たばこ産業株式会社(以下「JT」という。)の株式に係る政府保有義務を「2分の1以上」から「3分の1超」に変更し、JT株式の売却により得られる収入は、この5兆円程度の財源確保額に含まれている。

財政制度等審議会たばこ事業等分科会において、政府保有義務の見直し(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)に関する留意事項について審議の上、意見として取りまとめたので、当審議会はこの意見をここに提出する。

### 2 日本たばこ産業株式会社法におけるJT株式の政府保有義務の考え方

現在の日本たばこ産業株式会社法(以下「JT法」という。)は、JT株式の政府保有義務を「設立時発行済株式総数の2分の1以上」、かつ、「発行済株式総数の3分の1超」としている。

「設立時発行済株式総数の2分の1以上」の規定は、政府のたばこ産業に対する取り組み姿勢が変わらないことを示し、平成14年のJT法改正(注)の際、たばこ耕作者等に安心感を与えるために設けたものとされている。

また、「発行済株式総数の3分の1超」の規定は、新株が発行された場合にも、重要な経営政策に対して一定の公的関与を確保するために必要な政府の株式保有比率の最低限度とされている。

(注) JT設立時(昭和60年)以降平成14年改正前は、JT法本則において、発行済株式総数の「2分の1以上」、附則で、当分の間、同「3分の2以上」の保有義務を規定。

### 3 政府保有義務を「3分の1超」まで引き下げることについての関係者の考え方

J T、全国たばこ耕作組合中央会及び全国たばこ販売協同組合連合会からヒアリングを行い、当審議会としては、それぞれが以下のような考え方であると受け止める。

- (1) J Tは、政府保有義務を「3分の1超」とし、その水準まで株式を売却した場合に、政府保有義務がJ Tの資本政策の制約になることに懸念を示しており、経営の自由度を確保し持続的成長を図るとの観点から、政府保有義務の廃止について早期の検討を要望している。
- (2) 全国たばこ耕作組合中央会は、たばこ耕作者の保護の観点から、国産葉たばこの全量買取契約制を担保するために政府の関与が不可欠であると考えている。このため、政府が保有する全てのJ T株式を売却すること（以下「全株売却」という。）には極めて強く反対している。  
また、政府保有義務が「3分の1超」であれば国産葉たばこの全量買取契約制等の枠組みは維持できると考えているものの、「3分の1超」への引下げは全株売却につながるものであると懸念している。
- (3) 全国たばこ販売協同組合連合会は、J T株式の全株売却を行う場合であっても、小売定価の認可制等の現行の制度的枠組みに変更がないことを要望している。

#### 4 政府保有義務を「3分の1超」まで引き下げることについての留意事項

J T株式の政府保有義務を「3分の1超」まで引き下げた場合であっても、重要な経営政策に対して一定の公的関与を確保するために必要な政府の株式保有比率の最低限度が確保されている以上、国産葉たばこの全量買取契約制、J Tの製造独占、小売定価の認可制等、たばこ事業法に基づく現行の制度的枠組みに変更を加える必要はないと考えられる。したがって、復興財源を早期に確保するため、政府保有義務の「3分の1超」への引下げを実現することが望ましい。

その上で、J T株式の政府保有義務を「3分の1超」まで引き下げるに当たり、政府は、次のような点について配慮を行うべきである。

- ・ 実際の売却に当たっては、資本市場の動向やJ Tの資金余力等も勘案しながら、将来の株式価値も含めて、政府にとって国民共有の財産を的確に売却するよう適切な時期等を見極める必要がある。

- ・ 政府が株式を保有している以上は、ＪＴの配当政策、多角化した事業運営等が適切に行われるよう、政府が株主としての権利を適切に行使する必要がある。
- ・ ＪＴの資本政策に対する制約に対して、近い将来において、何らかの配慮が必要である。
- ・ たばこ事業関係者に対して適切な情報提供を行うとともに、国民に対してもたばこ関連産業の現状等について説明する必要がある。

## 5 おわりに

10月7日の閣議決定においては、「10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり」とされ、そのため、「ＪＴ株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討」することとされている。

政府が保有するＪＴ株式の全株売却については、国産葉たばこの全量買取契約制、ＪＴの製造独占、小売定価の認可制（小売価格や小売マージン）等と密接な関係を有しており、たばこ法制の根幹に係る議論を行う必要があることに留意すべきである。